

## 【登録更新時研修の代替について】

2年ごとの登録更新時期を迎える里親・養育支援者の方は、更新には「登録更新時研修」を受講する必要があります。

ただし、以下の要件を満たしている場合には、里親支援機関（社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院）が実施する「里親フォローアップ研修」を受講することにより、「更新時研修」の代わりにとすることができます。ただし、同一のテーマ（講座名）を複数回受講した場合は、1講座としてカウントされますので、ご注意ください。

(1) 認定登録されて以降最初の更新時期ではないこと。

初回の更新時は、「登録更新時研修」を受講する必要があります。

(2) 4年に一度は「登録更新時研修」を受講していること。

「登録更新時研修」と「里親フォローアップ研修」を交互に受講することが可能ということになります。

(3) 里親兩名ともに、「里親フォローアップ研修」を受講していること。

ともに「里親フォローアップ研修」を受講していれば、受講する講座（回）は各人が別でも構いません。

(4) 下記の所定の講座数を、更新期限の2年前以降、受講していること。

①里親のうち、下記の要件に該当しない方・・・3講座

②里親のうち、下記の要件に該当する方・・・2講座

③里親の養育支援者・・・1講座

(4)②の要件の方（主たる養育者の「里親フォローアップ研修」受講が2講座でいい方）

ア 3年以上児童福祉事業に従事した方※1

イ 過去2年間に委託経験がある方

ウ 過去2年間に専門養育家庭研修または乳児委託研修を修了した方

（もしくは里親スキルアップ研修（乳児養育スキルアッププログラム）を修了した方）

エ 過去2年間に委託を前提とした交流経験がある方

オ 過去2年間に里親支援機関、フォスタリング機関が実施する養育体験に参加した方

カ 過去2年間に一時保護委託、フレンドホーム交流経験またはレスパイト受入経験がある方

※1 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司、医師、保健師、助産師、看護師、教員、家庭裁判所調査官、少年院教官等の資格等を有し、児童の福祉に関する事業に従事したものであること。

（児童の福祉に関する事業に従事とは、児童相談所、乳児院、児童養護施設等、児童福祉法第7条に規定する施設における勤務をいう。）

「里親登録更新時研修」は更新期限の1年前から、  
「里親フォローアップ研修」は更新期限の2年前から  
受講することができます。